

令和4年第1回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和4年第1回苓北町議会臨時会は、令和4年2月1日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 行政報告

日程第4 承認第 1号 専決処分の承認について

専決第10号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第7号）

日程第5 承認第 2号 専決処分の承認について

専決第11号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）

日程第6 議案第 1号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第9号）

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和4年第1回苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 新型コロナウイルス感染症の状況につきまして、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染者が急増し、天草保健所管内の上天草市、天草市及び苓北町におきましても、年明けから感染者が増加している状況であり、現在も毎日のように感染者が公表されています。熊本県におきましては、県下全域を対象に1月21日から2月13日までまん延防止等重点措置が適用されており、全国では1月31日現在、34都道府県にまん延防止等重点措置が適用されています。

このような中、苓北町におきましても、今年に入り、1月16日に1件、17日に1件、22日に1件、27日に1件、29日に1件、合計5件の感染者が確認されました。

以上のことから、町の対策として、町で定めております公共施設等の利用制限に係る判断基準では、町内での感染者が待機期間中を含め10日間の累計が3名となった場合

は、全施設とも使用中止と定めておりますので、1月23日から25日までの3日間、町内の公共施設等について、利用休止及び臨時休館の措置をとったところであります。なお、26日からは町内の公共施設等の利用については、町内の方及び会員券利用者の方に制限し、利用を再開しております。

また、厚生労働省から待期期間につきましては、10日間から7日間へ短縮する見直しがありましたので、今後は7日間の累計で対応することといたしました。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の見通しが見えない厳しい状況でありますので、今後も引き続き、防災行政無線等を通じまして、感染の予防活動につきまして、町民の皆様方へのお願いと周知を図ってまいります。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

専決第10号 令和3年度荅北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認について、専決第10号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、専決第10号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度荅北町一般会計補正予算を、令和3年12月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入では、普通交付税、国庫交付金の増額等、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の医療機関への接種費用上乗せ分、農業用施設、林道施設、河川等の災害復旧に要する費用等の補正でございます。

本補正予算につきましては、12月定例会、並びに12月17日の臨時議会での議決結果を踏まえ、白木尾台地法面崩壊防止事業に係る計上分を全額減額した上で、新型コロナウイルスワクチン接種対策や災害復旧事業など、早急に対応する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,402万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億4,366万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、昨年12月8日に提出した、令和3年度一般会計補正予算（第6号）で、「白木尾台地法面崩壊防止工事請負費」4,830万円を除く部分が修正可決され、また、12月17日の再議においても、一般会計補正予算（第6号）（案）が否決になったため、「白木尾台地法面崩壊防止工事請負費」4,830万円を除いた上で、改めて補正予算を組ませていただいたものでございます。

先ほど町長が説明いたしましたとおり、歳入では、普通交付税、国庫交付金の増額等、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の医療機関への接種費用の上乗せ分、農業用施設、林道施設、河川等の災害復旧に要する費用等の補正でございます。

主な点について、前回と提出分の変更点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正です。1の追加の欄で、農業水産業債の（緊急自然災害防止事業債）農地等緊急自然災害防止対策事業、白木尾台地法面崩壊防止事業4,820万円を削除しております。

20ページをお願いいたします。

歳入です。款21、項1、目1農林水産業債の（緊急自然災害防止対策事業債）農地等緊急自然災害防止対策事業、白木尾台地法面崩壊防止事業4,820万円を削除しております。

22ページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費、項1、目1一般管理費の財政調整基金積立8,914万4,000円に10万円を増額し、8,924万4,000円としております。これは、修正議決の際、予備費で対応することとされた部分を基金積立としたものでございます。

35ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費の工事請負費、白木尾台地法面崩壊防止工事4,830万円を削除しております。

以上で、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第2号 専決処分の承認について

専決第11号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、承認第2号、専決処分の承認について、専決第11号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決第11号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を、令和3年12月21日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、国の令和3年度補正予算の成立に伴うものでありまして、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯につきましては、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付するものでございます。給付の方法は、いち早く子どもたちに届けられるよう10万円の一括現金給付とし、昨年12月28日に給付をいたしております。

また、住民税均等割の非課税世帯及び家計急変世帯の方々に対する臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円の給付及び事務費の補正でございます。

それぞれ早急に対応する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億6,986万2,000円とするものでございます。

主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入です。款14国庫支出金、項2、目2民生費国庫補助金は、住民税均等割の非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯等に1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業費及び事務費補助金を合わせて1億3,080万円の増額。

高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付する子育て世帯等臨時特別支援事業補助金9,540万円の増額です。

7ページをお願いいたします。

歳出です。款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は、歳入で説明いたしました住民税均等割の非課税世帯等に1世帯当たり10万円を給付するための費用で、事務費及び臨時特別給付金、合わせて1億3,080万円の増額です。なお、給付対象者は1,284世帯となっております。

8ページをお願いいたします。

項2、目1児童福祉総務費は、歳入で説明いたしました高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付するための費用で、事務費及び臨時特別支援給付金、合わせて9,540万円の増額です。なお、給付対象者は950人となっております。

以上で、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） なかなか新型コロナがですね、終息しないと。先ほど町長の行政報告の中にもありましたが、そのために、町が毎日広報を続けておられます。おおむね3回ですか。その中でですね、朝からもう何ですか、誹謗中傷をしないでくださいというのを、朝昼晩、朝昼晩、毎日毎日ですね、広報で大きな声で告知しておられますが、言葉が誹謗中傷という言葉はあんまり聞きたくない言葉ではないかというふうに思うわけですね。そこら辺のところは、まあ国は1億何千万人の日本国民に対する基本的な考えの中でそういう表現の仕方を地方自治体に求めておるのかもしれませんが、人口7,000人位の穏やかな町には、それにあつたコロナに対する注意と、感染者に対する思

いやり、そういうものを考えるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 防災行政無線で町内での感染者が出た場合、誹謗中傷の言葉を使ってですね、皆様方にそういった行為をしないでくださいというお願いをさせていただいているところでございます。この誹謗中傷という言葉につきましては、国のほうでも、県のほうでも使われてます言葉でもありますので、そういったご意見があったことにつきましてはですね、今後、町のほうでも内容のほうをちょっと見直しながらですね、皆様方に感染予防対策をとっていただくようお願いをしまいたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私は、言い方は不適切かもしれませんが、事務レベルにお尋ねしてもですね、そういう感じでの回答しかないというふうに思ったわけです。やっぱりこのことに対して、町長として、副町長がちょっと挙手をされかかりましたが、町としてどう思うのか。国はという話もちょっとしたでしょう。1億何千万人の日本国民に対する思いからそういうことを確実にするんだろうと。しかし、自治体の中には、東京のような大きな自治体もあるし、苓北町のような中ぐらいですか、小さな自治体もあるわけですね。やっぱりそこら辺のところは住民の暮らし方といいますか、考え方、意識というのはやっぱり違うと思うわけですよ。やっぱり地域に密着した行政を進める。そういう意味からの苓北町の取り組みの状況は何か考慮することはできませんか。もし適切な言葉がないとすれば、その部分を削除してもいいんじゃないかと思います。あるいは、朝1回だけ言うとか、夕方1回だけ言うとかですね、三度三度言うことをせずとも、もうちょっと回数を減らしてもいいのではないかと、いろんな方法があろうかと思っておりますので、そこら辺をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の放送の件につきましてはですね、私どもも随時ですね、見直し等を行っております。実は、先だってまでは、国のほうでは差別や偏見という言葉遣いもございまして、そういった文言も含めて放送をやっておりましたけども、今、浜口議員がおっしゃいましたように、町民の皆様の感情面等もございまして、差別、偏見につきましては、現在はですね、削除させていただいておりますけども、誹謗中傷という言葉もですね、いろいろそれぞれ捉え方によってですね、いろいろな考え方があられると思っておりますので、ほかに適正なですね、言葉遣いがないのか、また町のほうでも検討してまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 浜口議員が先ほど申されましたのに付随すると思いますけども、私、天草市で何名、上天草市で何名というふうにわざわざ何名発生しましたということをよく言われますけども、ほかの両市から見てですね、うちんとばいっちょいっちょ言わんちゃよかつじゃかいやとか、そういうふうにかう聞かれる方もあろうかと思ひます。私は、できたらですね、天草保健所管内ということで、わざわざその上天草、天草というふうにせんでも、天草保健所管内で何名とか、あるいは天草保健所管内で何日に発生しておりますという、その程度で私はいいのではないかと思ひます。

それから、町内の施設、苓北町内の住民と、あるいはプールと温泉については回数券ですか、年間のパス券を持っておられる方はご利用くださいというふうなニュアンスで放送されておりますけども、ならば、私どもが、例えば天草市の会議に行ったときに、天草市がそういったことで対応するならば、会議そのものにも出席されなくなるのではないかと思ひますけども、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 本来であれば感染をなされた地域、私はもっと具体的に広報すべきだと思っておりますが、やはり個人情報問題に近づくので今のような放送しております。言ってみればですね、苓北町民は割と本渡に勤務をなさったりですね、通学をなさったりしておられる方が多い。であればですね、やはりそこら辺に行く人にはやはり注意をしていただきたいという思ひもありますので、本来であればそういう、もう少し具体的な地名で言うべきだと思っております。しかし、それを天草市に言い換えていると思ひます。で、天草市にも言うのであれば、高戸議員が今ご指摘なされたように、天草保健所管内と言っても構わないのではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） そしたらですね、その点についても、町のほうで再度検討していただいて、それから、天草市、並びに上天草市の状況をどうかということをお知らせ願ひたいと思ひます。これはまた3月の定例会のときでもお聞きしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 新型コロナの関係で2点ほどご質問したいと思ひます。

1点目は、苓北町内で陽性者が確認された場合にですね、大体おおむねその防災無線でそのすぐ翌日には知らせていただけるのか。何かよく新聞報道と防災無線の発信の内容がちよつと違うような感じもしたこともありましたので、基本的には、仮に新聞報道が出たときに初めてその日から言うのか。その前に、保健所からの通知が、発生が確認

されたといった時点で、防災無線では苓北町にも発生というような形ですか。やっぱり町民にとってはですね、ほかのところの発生よりも町内で、仮に発生した場合はですね、やっぱりそういう情報は即知らせていただきたいというようなことがありますので、その辺りの考え方がどのようなことで防災無線での注意喚起しているのか。

あと1点は、検査キットの関係ですけれども、PCR検査等について、今、熊本県でも順次無料で検査ができるような体制づくりをされておりますけれども、なかなか苓北町まではそれが回ってこない状況ではないかと思えます。やっぱり天草市が相当感染が多いから天草市には重点的に管内でもくるかと思えますが、あれは町で検査キットを一括して購入してですね、希望者に配布するというような対策はとれないものか。抗原検査キットですかね、安いのは。PCRじゃなくて。PCRは相当高いと思えますが、抗原検査キット、最近、マスクと同じですね、品物が手に入らないという状況がきております。多分1カ月後にはもう全然入らないんじゃないかと。特に学校関係です、町外に試合に行ったりとかしたときにですね、やっぱりそのときにうつってないかどうかということで親御さんたちも心配して自分で検査キットを買ってですね、絶えず帰ってからかかっているか、かかってないかというのを検査しているというふうには聞いております。それだけ皆さん、持ち込まないようにされていらっしゃると思いますが、最終的にそういうキット自体が手に入らないという状況になればですね、大変なことになると思えます。昨年ですか、病院で抗原検査キットの使用期限が切れた場合は町が買い上げるという予算化をされましたが、最近、インターネットでは1回五百何十円ぐらいで買えるような、1箱買いですればですね、というのも今あっております。多分、役場で買えば1,500円ぐらいするかもしれませんが、それもあつたら買えるし、もうないときにはですね、いくら言っても、注文しても2カ月後とかいうふうになりますので、そういったことの最悪ケースを考えれば早急な手を打つということも必要ではないかと思えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 公表の部分でございますが、熊本県から公表されました翌日から放送させていただいております。

その中で、天草管内で確認された部分ということで、苓北町内で新聞報道では2名となっていた部分があったかと思えます。その部分につきましては、県内の他市町で感染された部分でございますので、天草管内で感染された方は何件というところで、2件と1件のその差が出ていたかなというところで、町といたしましては、今の放送を天草管内で感染された件数で放送させていただいております。天草保健所管内です。

次の2点目でございますが、抗原検査キットの配布、希望者に配布してはどうかというところでございますが、只今県のほうではですね、無症状の方とかに対しまして無料

検査機関がございます。苓北町のほうにはありませんが、天草市の薬局、上天草市の薬局が現在登録されておりますので、そちらのほうをですね、利用されますと無料で検査ができますので、その部分でも活用していただきたいなというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの山口議員のご質問の件で、希望される方というところで、町としてもですね、そこら辺をちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、防災無線でですね、不要不急の外出、特に患者が発生したところには行くなというような放送がされております。ですから、もう本渡のほうにもですね、必要最小限で行っておられるんじゃないかと思います。そういう中でですね、特に無料でできるから、皆さん行ってくださいというようなことになるとですね、その辺りもちょっと矛盾が発生するんじゃないかというふうに思います。

ただ、私が言いたいのはですね、この検査キットが買える時はいいんですけども、マスクと同じでですね、もう今でも検査キットが買えない。これは医療機関でも不足しているというふうな状況がテレビで報道されております。ですから、個人でも入手しようと思ったらですね、とてもじゃないけど、もうあと2、3週間後にはもうない、もう在庫がないというふうに今テレビで言ってますので、やっぱり早急にその役場でも、苓北町でもですね、その分、何十万、どのくらいか、少なくとも住民に10回でも検査ができるぐらいのストックをですね、用意していただいて、いざというときは、もう即、陽性患者が確認された周りには検査キットを配布してやるとか、やっぱり学校で町外に出て、やっぱりいろんな方と交わったときには、学校でクラスターが発生しないように、行ったらこれで検査しなさいとかですね、そのくらい細やかな感染防止対策を施すべきではないかというふうに思いますので、その点、どのように予防関係をしているのか。県が無料で薬局を指定してですね、そこに行けばできますと。だから、町民の方ほとんどそこに行ってくださいというような形でやっていくのか。当然、コロナ対策の予算でですね、そういう検査キットが買えないかどうかというようなことを国と県あたりに相談してですね、それは買っていいということであるならば、ほかの市町村に先駆けてですね、購入するというふうな取り組みが必要ではないかというふうに考えますが、その点、もう1回質問します。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今のご意見の件でございます。先ほど健康増進室長より、天草市のほうでですね、無料検査の施設が1カ所あるというようなことでありました。今現在ですね、五和、また苓北、こちらのほうでもですね、改めて再度そういう無料の箇所をですね、設けるというような検討もなされております。そういった結果も踏まえ

た上で、苓北、できればですね、苓北内にですね、設置していただくようお願いをしていきたく思いますし、抗原検査のキットの配布につきましてもですね、できるだけ早急にですね、準備できるように検討してまいりたいと思います。

○1番（山口利生君） よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 3回目の接種についてお尋ねをいたします。

実は、私んここに通知がきました。その中でですね、苓北町のやつが2つパンフレットがあります。これを見てもみますと、一方のほうはですね、申請をなさい。こっちのほうは医療機関から通知がありますよと。2つのが。どっちを取っていいのかなということでございます。私は、ある医療機関に聞きましたけれども、いや、こっちからせんですよというようなことを言われた医療機関がありました。そこら辺は町としてどのようにお考えなのか。ただ、これ通知を出しっぱなしで良いのか、悪いのか。この内容とか、あるいは医療機関と確実にその連絡調整をした上でなされているのか。議員の端くれである私さえこの解釈が分からんとですよ。そういったことでございますが、果たして、町民の方はこの2通のパンフレットで理解できるのかどうか。そこら辺を1点お尋ねをいたします。

それからもう1点。実は、1月23日から25日まで一斉に施設の休館がありましたね。その時に、私、老人会の役員会をですね、するということではしております、この話を急遽うわさで聞いたもんですから、町のほうにどういったことになっとつとつかということでお尋ねに来ました。そして、1回電話でも言うたですけどもですね、納得いきませんでしたので。そして、その時に、町の対応が、健康増進室に最初次いだったですね。それから総務課に、総務課からまた健康増進室に。今度は、私そんな時に行ったもんですから、直接ここに来たっすけん。また健康増進室に行きます。行ったり来たりですよ。役場の中でこの施設をですね、中止するのにですね、本当に皆さん周知しておられるのかどうか、職員の方が。これは大事なことです、一人一人職員はやっぱり認識をしておらなければいかん。それから、当然、地域でもこういったことでだめですよ、できませんよということのような認識があるのが当然じゃなかろうかなと。その時に、私は総務課の担当の職員さんから、これは施設ば使わつとときに、そんな施設に聞いてもらえばよかったですというのでした。施設の人に代わりますけんとか言うて、私は、老人会の役員会で出したので、老人の方に周知してくださいというようなことをお願いをしたいと思ったんですよ。老人会の老人の方々は、温泉も使われるっじゃろうし、老人福祉センターも使われるっじゃろうし、グラウンドも使われるし、いっぱいですよ、多種多様。そういった中でですね、あっち聞け、こっち聞け、担当に聞いてくれろという

ような役場の対応はそれでいいのかどうか。私、厳しく指摘したところがですね、町のインターネットを見てください。町のホームページにこれあげてあります。改めて聞きますけれども、町内にインターネットの回線を引いておられるその個人の方が何名おられるか、それを把握しておられるのかおられんのか。それも合わせて教えてください。

ついでにですね、役場の職員さんたちにも聞いてよかったですよ。職員のおよそ非常勤の方も入れて100名ぐらいおいでだと思いますけど、その方の中に何人ぐらいインターネット回線をして、インターネットを自由に使いきる人がおいでになるのか。今ですね、役場の中では、ああ、ホームページに書いてあつてもんな。それば見てくだつせ。それでしまいなんです。そういった行政が果たしていいのかどうか。高齢化率45%以上なっている中ですよ、そこら辺を2点。

それから、その後ですね、どういった雰囲気、どういった形でこの23日から25日までなったとか。おおよその方針は何でこういったことになったのか。そうすれば、我々にも、使うほうにも心づもりがあるから教えてくれろということでは言いましたけれども、その回答は全くなかったですよ。普通ならば、会議とか何かにあわせて、これは23日から25日までとりあえず休館しましょう。今後は、こういった形で進めましょうというようなことは、当然この中で話が、役場の中で話があつとつとじゃなかるかと思えますけれども、それをそのまま私たちに教えていただければ、その分地域の方々に流すわけですね。私、老人会に今120人ぐらい、都呂々でも120人ぐらいおいでですよ。そういった方たちに聞いてもらえば、近所にずっと行き渡りますので、広報無線でおめくよりも確実なんですけれども、そこら辺どのようにお考えになつとのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 3回目のワクチン接種の件でございます。

基本2回目を接種をされた医療機関におきまして、3回目の接種をしていただくということをお願いをしているところです。

あと、町内におきましては、3医療機関のうち、1つの機関がですね、1つの医療機関がこちらの接種をされる、希望される方から直接電話をしないと対応できないというところがございまして、残りの2つの医療機関につきましては、医療機関のほうから接種を希望される方のほうへ連絡がいつておりました。町内において、その医療機関での取り扱いが違ふというところがございまして、そういった2種類の通知文を入れさせていただいたところでございます。

あと、天草市の医療機関で2回目の接種をされた方もいらっしゃいますので、その医療機関、ですから、天草管内での医療機関の統一というのはなかなか対応が難しかったもんですから、そういった2種類の文書がお手元に届いたということになります。なか

なか分かりにくいところをごさいますて、希望者の方にご迷惑をかけておりますので、今後、またさらにですね、今後通知を、案内をする方々に対しましては、分かりやすい案内の通知文を作っていきたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 2点目のご指摘の件でございます。

松本議員おっしゃるとおりでございますて、コロナの会議につきましては、これまで七十数回ですね、会議を重ねてきております。その中で、各課長集めまして、町の方針を決めましてですね、徹底をしておりますて、それをさらに各課員にですね、十分周知するようにですね、しているわけですが、それが十分にいてないというようなことで、これはお詫びを申し上げたいと思ひます。今後はですね、そういったことがないように職員一丸となってコロナウイルスの感染防止対策に取り組んでまいりたいと思ひます。

それから、町内の公共施設等の利用の制限につきましては、先ほど町長が行政報告の中で申しましたけれども、一応、これまでは10日間の累計で町内での感染者が3名以上出た場合ですね、その重複期間について町内の公共施設等について利用休止、臨時休館の措置を取るといふことにいたしてございました。これが国のほうで今回7日間の累計ということに変わりますので、今後は7日間の累計の中で町内で3名以上出た場合にはそういう対応を取りたいと思ひますし、これにつきましては、町民の方々にも当然周知をする必要がございますので、2月5日のですね、広報お知らせ版の中でですね、掲載をして町民の方に周知をしてまいりたいと思ひます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 本当に課長さんたちには、職員にしっかりお伝えするようにですね、いつも指導しております。そこで伝わっていなかったといふのは、大変申し訳なく思っております。お詫びを申し上げます。

それとインターネットで見てくださるといふ職員が苓北町にいたといふことであれば、これは私も大変もう恥じ入る、本当に申し訳なく思っておりますし、今一度ですね、しっかり指導をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） インターネットの加入者数はいくらかといふご質問がございました。その件につきましては、申し訳ありませんが、資料は持ってきておりません。ただ総務課のほうでインターネットの加入については、件数が分かりますので、後ほど松本議員にはお知らせしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、この接種のほう、地区外と地区内が異なるからこれ2部出したということですかね。そういうことですかね。町内のその医療機関のほうでもですよ、医療機関のほうから連絡くつとですかね。これでは、町内から医療機関、白（白い紙）のほうではですね、2回目のワクチン接種をした医療機関から連絡がありますということになりますね。こっちはしてくださいということですかね。本当に医療機関から連絡があつとですかね、私、医療機関に聞いたですよ。そがんことしまして言ったですよ。そして、そこら辺をですね、それは担当、医療機関の担当者の方が間違とられるかもしれないので、再度確認してですね、町民の方に全うなやり方を示してください。自分たちだけでそういったことになつとつとじゃいかん。ですね。

それから、ぜひですね、インターネットとか、町のホームページでありますとかいうようなことは、もう今後はですね、ぜひ謹んでいただきたい。私もインターネット回線を引っ張っておりますけれども、なかなかですね、見ようと思ってもですね、見にくい。そういったことがあります。もうここはいずれにしても大都会の街の中のオフィスビルの中じゃないわけですので、そこら辺はですね、十分ですね、地域性を考えた上でですね、行動を取っていただきたい、そう思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 町内の医療機関での接種の部分でございますが、町内で接種をされる機関は3医療機関ございます。その中で、1つの医療機関におきまして医療機関から希望される皆様方への電話はしないというところでございますので、今現在、役場のほうでそのご希望される皆様方に電話を入れさせて、予約を取っている状況でございます。残りの2つの医療機関につきましては、希望される皆様方のデータがございますので、その方に電話連絡をして予約を入れている状況です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 今になってからですたい、出してしもてからな、3医療機関のうち、1医療機関からそんなことはできんというようなことがいいのかどうかですね。本来ならば、全部連絡とつてからですね、お宅してくれらすですか、くれないんですかと。いや、うちはでけんというとなら、ここに明記すりゃよかつですたい。どここの機関は、天草国立病院は申し込んでくださいとか。あるいは、例えば、都呂々の私立病院は連絡がきますよというようにはつきり聞いて書いていただかんば、こういったことがあつてもですね、状況は分からんでしょう。そして、こういったことを堂々とですね、1回やればよかつていう品物じゃなかでしよう。というのが、私がなぜ言うかという、私とうちの家内が別々の医療機関で接種しとるもんですから、家内のほうには、病院に行ったついでに打たんかというような、言われたと。私のほうには何もこんど。それで尋ねてみたつですよ。医療機関、私違とつたからですね。もし同じならば、言われたな

ら、ああ言うてくれらしたな、言われんとならいつ言うてくっとやろかいとしかならん
ですよ。そこら辺ですね、気をつけてください。今、国で、世界中、この3回目のワク
チンについては相当やっぱり気を遣っておるところでしょう。そういったところで、こ
ういった単純なミスが出るのは、町長、そうでしょう。こがんとが単純ミスですよ。そ
れが町内の皆さんに相当なやっぱり何ですかね、おかしいというような拒否反応あたり
も出っとじゃなかろうかと思うとですね。ぜひですね、そこら辺十分気を遣ってもらわ
んばいかんとじゃなかかと思しますので、一つ今後よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 1点だけお尋ねします。

先ほど行政報告の中で、10日間で3名感染者が発生した場合、町内ですけれども、施
設の使用中止ということで、26日から町内の温泉施設では、町民と会員券利用者のみ
を使用可ということで説明がありました。この会員券利用の方は、町内在住の方だけで
はなく町外の方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺の町外の方でも、この期間
内でも利用はできるということで理解していいんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件ですけれども、現時点ではですね、会員の方は毎日、
今町内の施設を利用していただいているというようなことですね、現在のところは年
間パス券とか、そういった方、お持ちの方はですね、利用していただいております。た
だ、昨日の会議でちょっと検討した中で、これ以上感染が広がってまいりますと、まあ
上天草市、天草市、特に天草市の方が年間の会員券をですね、お持ちの方で苓北におい
でをいただいているんですけれども、それで数が増えてきた場合にはですね、そういった
今の会員券の取り扱いもですね、どうするかという検討はしなければならないという話
をですね、昨日したところであります。現時点では、会員の方は利用できるということ
にいたしております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 現状、もう感染が拡大しているわけですから、これはもう会員
の方にもですね、当然、住所、名前というのは町のほうで把握されていると思いたすの
で、その方たちにこういう状況ですから、現在は町内の方のみの利用としておりますの
でということで案内通知をされてですね、その期間、使用できなかった期間においては、
来年度において、感染が落ち着いて、来年度においてその期間内の、その日数分は利用
できますというふうなそういった対策もですね、していくべきではないかと思うんです
よね。特に天草市あたりは毎日10名以上の感染者が出てますので、当然、そのウイル
スの持ち込みというのは懸念される部分でありますので、この会員の方であっても町内

の方のみの使用となっておりますという、やっぱりその辺は厳しくやっぱりしていただかないと、もし持ち込まれた場合は、町内にまん延するということも考えられますので、特に温泉施設といいますか、裸での付き合いの中での利用ですので、感染リスクというのはすごく高いんじゃないかと思っておりますので、その辺は十分に検討される、早急に検討されるべきじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましてもですね、昨日、今まで天草市、大きくくくっても牛深もあれば倉岳もある。そういうことではなくて、例えば、二江、ここに何人以上ということを決めなきゃいかんねという話をしておりましたので、これを具体的に早急に会議を開いてですね、検討して、具体化したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第1号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第9号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第1号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第1号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第9号）（案）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、普通交付税、国・県支出金の増額、臨時財政対策債の減額等、歳出では、財政調整基金積立、子育て世帯等臨時特別支援事業（町単独分）、保育士等処遇改善臨時特例事業、イノシシ駆除謝金、旧都呂々中学校をサテライトオフィスで活用するための改修に要する費用等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の

ほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度荅北町一般会計補正予算（第9号）（案）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,463万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億6,449万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、歳入では、普通交付税、国・県支出金の増額、臨時財政対策債の減額等で、歳出では、財政調整基金積立、子育て世帯等臨時特別支援事業（町単独分）、保育士等処遇改善臨時特例事業、イノシシ駆除謝金、旧都呂々中学校をサテライトオフィスで活用するための改修に要する費用等の補正でございます。

主な点について説明をさせていただきます。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正です。1、変更で、臨時財政対策債の限度額を5,584万3,000円減額するものです。

7ページをお願いいたします。

歳入です。款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、国の補正予算に係る普通交付税の配分額増により1億3,921万5,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金は、年収960万円以上で国の子育て世帯等臨時特別支援事業の対象にならなかった世帯、8世帯17名に町独自で交付する給付金及び旧都呂々中学校をサテライトオフィスで活用するための改修、合わせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金570万円の増額。

目2民生費国庫補助金は、保育士等の処遇改善のため、令和4年2月、3月分の給料3%程度増（月9,000円）の保育士等処遇改善臨時特別交付金156万円の増額です。

9ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2、目1総務費県補助金は、旧都呂々中学校をサテライトオフィスで活用するための改修に充当する新型コロナウイルス感染症対応総合交付金400万円の増額です。

10ページをお願いいたします。

款21町債、項1、目4臨時財政対策債は、今回の国の補正予算に係る普通交付税配分額算定にあたり、臨時財政対策債に係る償還基金額が令和3年度に限り新設されることとなりましたが、この分は後年度以降の普通交付税による財政措置がないため、今年

度の借入額から5,584万3,000円を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費、項1、目1一般管理費は、1月の職員人事異動により、職員給から共済費まで合わせて156万1,000円の増額。積立金は、財政調整基金積立7,864万5,000円の増額。

目6企画費は、人事異動に伴う事務補助員雇入れにより28万6,000円の増額。

目15企業誘致対策費は、人事異動により158万1,000円の減額です。

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項2、目1児童福祉総務費は、保育士等の処遇改善のため、令和4年2月、3月分の給料3%程度(月9,000円)の保育士等処遇改善臨時特例補助金156万1,000円の増額。年収960万円以上で、国の子育て世帯等臨時特別支援事業の対象にならなかった世帯、8世帯17名に町独自で交付する子育て世帯等臨時特別支援給付金170万円の増額です。

13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2、目1清掃総務費は、人事異動により、職員給2万円の増額です。

14ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1、目3農業振興費は、イノシン捕獲頭数の増により、駆除謝金144万円の増額です。

15ページをお願いいたします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、旧都呂々中学校をサテライトオフィスで活用するための室内塗装、トイレ改修及び水道配管分岐、電気計測メーター設置等の修繕費、屋内清掃等委託料、産廃処理に係る車等借上料を合わせて1,100万円の増額です。なお、旧都呂々中学校の改修箇所につきましては、本日の改修箇所一覧表を机上に配付しております。

以上で、令和3年度苓北町一般会計補正予算(第9号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番(高戸幸雄君) 15ページの教育総務費の事務局費の中の需用費なんですけども、今、旧都呂々中学校の改修に関わる経費だということをお聞きいたしました。930万円ということは結構な金でありますので、私、当初、何に使うのかなと思っていたんですけども、今日、初めてこういうふうな図面をいただくと、ああ都呂々中学校かというふうに分かるわけなんですけども、この中で、私たちは以前、工事請負費と需用費の境

界、こういった金額でいくら以上は工事費ですよと、請負ですよと。あるいは、それ以下については需用費ですよというふうに決めてあるのかどうかということを探ねた経緯がございます。その時に、なぜこういった多額の修繕を、修繕といいますか、経費を需用費でなく、本来なら工事請負費じゃないんですかというふうで尋ねたところ、工請と修繕費を比べると諸経費が違うんだというふうな返答がございました。私は、一般的に公共事業を行うときに、その諸経費が違うから片方は需用費、片方は工事請負費でするんですよという、そういった何て言うんですか、区分というのは大反対でございます。そこで、今回、930万円修繕料が出ておりますけども、この経費、930万円を歳出するにあたってどのような過程で930万円になったのか。多分、部分的にそれぞれの専門業者の方から見積りをいただいて合算してこういうふうになったとは理解しておりますけども、やはりある一定の金額以上になるとですね、正式に委託料を組んで、その中で経費を算出するのが当たり前じゃないかなと思います。そうした場合に、また、この930万円をどのようにされるのか。例えば、どっかの業者に一括されるのか。あるいは、見積りをいただいたそれぞれの業者間ごとにお問い合わせするか。そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 工事請負費と修繕料の異なり方の説明ということで、一般的なお答えをいたします。

工事請負費と捉える場合の対象は、比較的大がかりでありますことが工事請負費の原則でありまして、修繕料に捉える場合は、一般的に小規模で、かつ利用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、現状復旧を目的とするものを一般的に修繕料で計上しております。

高戸議員ご指摘の金額の設定は町としてはいたしておりません。今回は、サテライトオフィスで活用してもらうために改修をするということで修繕料で計上させていただいております。

今、私が説明しました内容につきましては、地方自治の参考書であります地方自治の提要ということの抜粋でお答えをしております。

最後には、この運用方法については、以上、基本的な考えをするとともに、各々の地方公共団体において実情を勘案して自主的に決めて差し支えはないということは、国のほうとかなですね、そっちから指導は受けております。

今回の修繕料の積算にあたりましては、電気工事、塗装工事、トイレの工事、それぞれの町の業者さんから見積りをそれぞれ取りまして、修繕料の中で別々の発注ということで930万円の算出をしたということで、財政のほうは聞いております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） えっとですね、工事だけでも見積りと一般競争入札の120万円、130万円ですかね、が見積りでいいようになっているのは、私も承知をしておりますけども、やっぱりその930万円が修繕料かとなると、その例えば、その工期、責任所在はどのように考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 工期につきましては、今回の補正が通りまして、年は、年度をまたぎまして、繰り越しで5月いっぱい完成をめどに計画をしております。

責任体制については、それぞれの請負業者さんで行うことまでしか、私のほうから答えられません。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 需用費、修繕と言いながらですね、工期に則ったですね、いろんな材料検収等々は多分されるだろうとは思いますが。ただ、何回も申しますけども、修繕料と工請の一番大きな違いは、責任所在ではないかなと、私は思います。工請で取られますと一定の、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、資料等々の提出もございます。修繕料ならばさほどそこまでは求めないのが通常かと思えますけれども、とにかく、金額が930万円と多いわけです。3業者にしても平均330万円となると、一般の見積り入札よりも当然高いわけですから、その点については、一部繰り越しもあるかと思えます。今の工期を聞くとですね。当然、その何て言いますか、施工をする担当課は教育委員会であると思えますけれども、課長、こっち見とって。その点についてはね、工請に準じた取り扱い方をよろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 今ですね、15ページの需用費関係、修繕料関係でございますけれど、これに関しては、その部分、部分で分割してされるわけですか。ただ、修繕箇所によって修繕料にするか、あるいは工事請負費にするかがあるかと思えます。読んで字のごとく、修繕料というのは、修繕する程度が修繕料でしょうね。しかし、いくらかやっぱり改修を伴うのならば、工事請負費じゃなかろうかと思えます。

それから、先ほど工請にすれば諸経費がいるもんなど。修繕料にしたっちゃ諸経費はいっとですよ。それをですね、修繕料は要らんと。これ高戸議員から再度ありましたけれども、当然それは単価の中に組み入れるやつ、あるものですので、全く町が払うのは一緒じゃなかろうかなと。そこら辺ですね、惑わされないようなやっぱりやり方をせないかん。

それからもう1点、修繕費でした場合は、どなたが管理監督をなされるのか。ここが一番問題なんです。工事請負費で出すと、やっぱりきれいにやっぱり施工官あたり持ち主がおいでになって、管理をなされる。ここ一番弱点のところが一番逃げとらさずじゃなかろうかなと思うとですね。はっきり言いますけれども、本当に修繕料の930万円の修繕料の大きさを本当に、例えば塗装にしてもそれだけの1回塗り、2回塗り、3回塗りといろいろありますけれども、そこら辺を周知されて、役場の職員の方が周知されて監督をなされるだけの力量があるのかなのか。そこら辺を改めてお尋ねをいたします。

それから、関連すると思いますが、コロナ関係でですね、先ほど言おうかなと思いましたが、ちょっと数が多すぎたので、このコロナの関係で言おうと思ひまして、このコロナの関係ですね、実は、今まで天草郡内の関係も一緒ですけども、やっぱり公的な機関、消防署、警察、あるいは市役所の市長さんあたりが感染なされたときに、公表をなされた時に、公務員だからやっぱり公表をして、やっぱり地域の方に知っていただきたいということでございますけれども、やっぱり役場の関係も、例えば、役場関連の方が感染なされたり、あるいは、それに付随する方が感染なされた時には、やっぱり地域にはできれば苓北町の都呂々中学校の先生が感染なされましたのでというご一報ぐらいは、いるんじゃないかなと思ひています。それをひた隠しに隠しとけばですね、行政自体にやはり何ですかね、不信感が出てくる。これだけ広報でおめきよつとに、学校の先生、都呂々中学校の先生が感染しとつとに教えもせんと。不要不急はしないでくださいということをしよつとに、自分たち自体がしよらんとじゃなかろうかなというようにことですね、これ我々もせんちゃよかつじゃろないということ、ああ隠しとるばいということになり兼ねませんのでですね、ぜひですね、今後どなたか感染される機会があろうと思ひますけれども、そういった時にはですね、堂々としていただいて、そして、反省をしていただく。そういったことをお願いしたい。今まであるかなかか私知りませんよ。知りませんけれども、そこら辺はぜひですね、とっていただきたいと思ひている。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 適正な管理の分でございますが、今回の修繕料に関しましては、国の地方創生の臨時交付金、県の総合交付金をいただきました補助事業という観点もございまして。町のほうでもご指摘あったとおり、適正な現場の管理等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本議員いいですか。これは一般会計のですね、補正予算ですので、それはさっきのコロナのほうで尋ねていただきたいと思ひます。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） ただお願いとしてですね、コロナの関係の予算がありましたので、収入にですね、コロナ関係、そこで言おうと思いましたが、そこであげておった。そこを議長、否定をされるわけですか。予算やけん、予算ばってんか、こういった形でぜひお願いしたいと、簡単でしょう。するかせんか言うてもらえばよかわけですから。そこら辺はあえてですね、どうのこうのじゃくて、私はこういったことでコロナが一番問題になつとるから、地域の方に周知する必要があつとじゃなからうかなと。これは一応関連すると思いますので、当初言うたはずですよ。

○議長（錦戸俊春君） はい。

○5番（松本良人君） ですね、そこら辺は聞いてよかでしょう。私は聞いて良かったと思うとです。誰も聞いとらんけん。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今の件ですけども、コロナの感染者の発生状況につきましてはどうですか、適宜、適正にですね、公表してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 工事請負関係でやりますよということでございますが、そこまでするのことができるのかどうか。内容ば聞かんば分かんですけれどもね。本当に修繕だけなのか。私も内容ば聞いとらんけん分かんですけれども、ちょっとでもいじつとならば工事ですよ。特に建築は。例えば、ただ張り替えとか、雨漏りを受けるとか何かというのは修繕だろうと思いますよ。電気を変えとか、位置を変えとかというのは。ところが930万円、かなりの額ですよ。それをひっくるめてですね、例えば、建築の場合はですね、関連する工事がいっぱいあつとですよ。電気工事をしながら電気の配線をしながら、内装をやっていくとならば、業者で相当やっぱり意思疎通せんじゃったらできんとですよ。本当は一業者がよかつですよ。そこら辺ですね、仮に電気工事は電気工事、内装は内装、改修のコンクリートのそういった何だというのは建築屋さん。そうこうあちこち入り混じってしもてですね、私は難しいんじゃなからうかなと思っています。そこら辺はですね、ぜひですね、今後、いつもですね、私思つとつとですよ、高戸さん、いい質問していただいたので、なるほどなと思いましたがけれども、今までのですね、ちょっとしたでも修繕であげていっちょこうとか。何か問題あつとじゃなからうかなと思つとりましたけれど、今回、そういったことが合体しないのかどうか。水道、電気、内装、それから塗装ですね。あるいは改築、改造、そういったことが5つぐらい重なつたら、本当は工事請負費にあげるべきじゃなからうかと思つとりますが、今、企画政策課長、単純に今後検討していくということでございますので、予算も修繕料であがつておりますのでね、大変だと思つとりますので、今後はですね、ここら辺もいくらあつてもで

すね、一番修繕料であげたほうが一番行政としてはしょうかです、簡単なんです。見積り取って錢ばあげればよかけんすね。しかし、この建物とか、あるいは土木工事も全てですけれども、ちょっとしたとも全部修繕料であがってくる。それが何かやっぱりぎこちないところがいっぱいあるじゃなかですか。修繕したばってんが3年しかもてんやったとか。これに責任問題やとも、工事請負費で出せばすね、出てきますので、今後はすね、十分にやっぱり対応していただきたい。頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

○5番（松本良人君） よかです。もう言うたっちゃ一緒。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 12ページですけども、保育士等の特例補助金の件でお尋ねいたします。

これ町内何名の方の保育士の方の予算なのか。その全員分の予算が組まれているのかお尋ねいたします。

それと、只今の15ページの件ですけども、修繕料が930万円、これ先ほどサテライトオフィスにするための修繕料ということですけども、利用される予定の企業の予定が入っているのかどうか。

そして、今これが教室を見ますと、6教室は改修されるわけですけども、それが何件来ているのか。その辺の内容をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい、12ページの保育士等処遇改善臨時特例補助金について、人数をお尋ねになられたと思いますけど、この分につきましては、まず算出方法といたしまして、在籍しております児童、児童の数を基に国の基準額に従いまして、その数で金額を算定をしております。保育士さんの数ではございません。まず金額ベースはすね。

その次にすね、この国が定めてあります実施要綱の中にはすね、勤務する職員で、非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除くと要綱のほうに謳ってありますので、この算定に基づいたお金を職員の方にそれぞれ配分をするというようなそういうシステムになっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 野崎議員から何事業者が入るのかということでご質問があ

りましたけれども、これにつきましては、風力発電の事業の関連の工事関係事業者、5から6事業者が入る予定となっております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほどの保育士の処遇ですけれども、これ児童数で金額が来ているということですが、先ほど、月の3%、9,000円が割り当てられるという説明がありましたけれども、これは給料ですから当然職員さんに行くと思うんですけども、その児童数で来るとするのは、例えば、その9,000円が丸々今の現の職員さんの数に当てはまる金額なのか。それとも、その金額では足りない部分、例えば、職員数が多くて足りない部分が出てくるのか、こないのか。その辺の内容は把握されているのかお尋ねをいたします。

それと、先ほどのサテライトオフィスですけれども、風力発電関係の5、6社が入ることですけれども、これは930万円かけての修繕ですけれども、今後、その賃貸契約といいますか、月幾らで町が貸しますよとか、その辺の貸し出すにおいての内容、どういうふうになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 先ほど申したとおり、お金の算定基礎は、あくまで児童の数と利用定員の規模に応じましてそれぞれ単価が定められてあります。その数を使いまして、こちらが、国からいただきまして、各保育所にお支払いする額はその額で出しておりますので、この額になります。

この要綱の中にもありましたとおりですね、賃金改善とは職員については、賃金を、簡単なことで賃金を引き上げることを言うということが定められてありますので、この額を受けまして、それぞれの保育所で、この要綱に従いまして配分をするという形になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 使用料といたしまして、賃貸料、電気料、水道料、下水道料、警備委託料を事業者より徴収をする予定にしております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、その保育所の件ですけれども、各保育所、児童数で配分するということですが、私がたまたま見た報道によりますと、そこはちょっと大きい町で、要するに、保育士の数が多いんですね、国から来るこの1人9,000円の配分には到底足らないと。それを各市で配分されていますから、当然に9,000円に満たされず、まあ数千円ほどのアップにしかならないという報道をたまたま見たんですね。だから、苓北町の場合もそういうふうに国から来る、この配分の金額で十分、十分とい

いますか、この9,000円という金額を割当てになるのかならないのか。そこはまだ今の課長の答弁では把握されていないように感じるわけですが、そこが十分足りるのか足りないのか。もし足りないとしたら、今の保育士さんというのは、やっぱり非常に仕事負担というのが大きくなってますので、そこは町独自でもですね、この足りない場合は、特別なそういった補助金を設けてでもですね、処遇をしてやるべきではないかと私は思いますので、その辺のその金額に対しての保育士さんに、その配分は足りているのか。そこだけを最後にお尋ねをいたします。

それと、今、教育課長のほうからありました答弁の中には、賃貸の金額がありませんでしたけども、幾らを考えておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。あくまで国の算定基礎が決まっておりますので、当然、それに準じまして交付をするということで進めていきたいと思っております。

あと、ご質問の足りるのか、足りないとかいうのは、ちょっとまだ精査。

○8番（野崎幸洋君） まだしてない。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。あくまで国の基準にしたがって事業を進めて行くことは考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件で補足です。

野崎議員のご指摘の部分はですね、一人一人の保育士さんにその改善部分が正確にか、的確に届くのかどうかということがあろうと思っております。これにつきましてはですね、町といたしましても、各園へですね、一人の保育士さんにきちんと改善がなされるようにですね、事前説明を行うとともに、その対応についてはですね、給与の明細等もいただきながらですね、対応の検証をですね、図りたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 使用料につきましてはでございますけれども、まず、使用料が月に13万5,000円ということで148万5,000円、あと電気代がですね、110万円、上水道料が33万円、下水道料が29万7,000円、警備委託につきましては、これが24万2,000円ということで、総額で345万4,000円となる予定になっております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今はその5、6社の全ての事業者の金額で言われたんですか。それ1業者で言われたんですかね。その内容がちょっと金額は大体分かりましたけど、その内容はどういうふうになっているんですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 全業者、全てになります。

○8番（野崎幸洋君） 5社か6社かまだはつきりは。

○教育課長（西川文孝君） はい、まだはつきりとはいたしませんけれども。

○議長（錦戸俊春君） 使用年数は5年。

はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 期間でございますけれども、令和4年6月から令和7年の3月まで、約3年間。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、臨時財政対策債と地方交付税の関係でお聞きします。

今回、1億3,921万5,000円の追加交付があったと。これは臨時財政対策債をカットしないということで追加であったと思います。先ほどの説明の中でも、今回の分はこの残りの分ですね、1億4,700万円については、後年度の基準財政需要額にはもう算定しないというふうな説明がありました。多分そういうふうにするんだろうと思います。ただ、今回出ているのは、その内5,500万円だけは臨時財政対策債を発行を現にするということで、7,400万円ほどは基金に積み立てると。このほうが町の財政にとってですね、有利になるのか。借金すれば当然利息がかかりますよね。借入利息。基金の積立というのは、利息はもう微々たるもの、一生懸命会計課のほうで債券を買って収入を上げてますが、本当に7,700万円基金に積み立てるよりもですね、臨財債を発行しないというふうなのが将来的な町の財政にとっては有利じゃなかろうかと思いますが、なぜ、臨財債の発行を行うのがまず1点。

それと、この12ページの子育て世帯の臨時特別支援給付金（単独）、もう1回この内容をですね、教えていただきたいと。対象者と金額を教えていただきたいと思います。

それと、先ほど15ページの修繕料930万円かけて旧都呂々中を改修すると。当初サテライトオフィスとして使うということだから、何かそういうオンラインで授業するような学校、高校とかですね、夜間とかいうものの誘致が決まって、この都呂々中学校をオンラインができるような設備に改修するのかなというふうに思っていましたら、風力発電所の事業用の事務所として貸し出すというふうな説明がありました。収入の賃貸料は3年間で148万円ですから、大体500万円弱の収入に対して930万円の金額をかけるということになりますよね。だから、そういうふうな改修費をここまでかけるべきか。特に、警備委託料も町のほうで委託して、あそこ旧都呂々中学校は今現在も警備委託をしているんですか。もう廃校しているから、単に普通財産、まだ普通財産にする国庫金の返納があるから、まだ行政財産のままとは思いますが、旧都呂々中学校も視界警備か実地警備かというものをまだ行っているんですかね。そういう風力発電の事業

所がくるからあえて、また町が警備委託を行うという必要性が私はないんじゃないかと。特に、またそれとオンラインの業務に対応したLAN整備というふうのがあります、3年間であればその業者のほうが仮設です、行うほうがより安価にですね、できるんじゃないかと。これも風力発電の関連業者のほうからの要望がLAN整備もしてくれというような要望があっているのかどうかということをお聞きします。

塗装にしても、相当もう5、6年以上使っていない状態ですから、ちょっと需要に堪えないのかなとは思いますが、その状況をですね、どのくらいまでしてやるのか。収入に見合うだけ、ゼロになればいいんですけど、半分ぐらいしか入らないということは、半分は税金で賄うということですので、そこまでする必要があるのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 臨時財政対策債の発行のお尋ねでございます。

今回の臨時財政対策債の発行につきましては、国の補正に係る普通交付税の配分額の算定にあたりまして、臨時財政対策に係る償還基金額は令和3年度限り新設になりましたが、一般的には臨時財政対策債は後年度に財政支援措置があります。今回の分に限りまして、後年度以降の普通交付税による財政措置がありませんでしたので、今回、5,584万3,000円の臨時財政対策債の借入を行わない補正でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 先ほど12ページの子育て世帯等臨時特別支援給付金（単独）170万円の内容についてでございますが、これにつきましては、現在、町が取り組んでおります子育て世帯等臨時特別支援事業において、その段階です、所得の要件がございましたものですから、その所得の要件で対象にならなかった方、その方たちが8世帯17人分がございましたものですから、今回、この補正でその方たちの8世帯17人分で170万円を、1人10万円ということで計上をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 旧都呂々中学校の改修の部分でありますけども、この点についてはですね、先ほど教育課長が申しましたように、令和4年の6月から令和7年の3月までは都呂々に進出予定されておりますレノバ関連の事業者さん、5から6事業者さんが使用予定というようなことですね、そういうお話がっておりますので、まず改修するわけですけども、それ以降につきましてはですね、町といたしましてもサテライトオフィスとして使用できるような形でですね、整備をするという考え方でございます。これにつきましては、都呂々中学校が閉校しました折にですね、都呂々中学校校舎の利活用の検討委員会が開かれまして、その中のご意見としてもですね、地域からの要望が

多い企業誘致など、地域の経済浮揚、雇用創出に配慮するとともに、中長期的なまちづくりの課題に対応可能な活用方策を考えるようにということでですね、ご指摘をいただいております。そのようなことからですね、今回、風力発電事業の進出のお話があつておりますので、まずはその事業者の方に入ってください、その後、この風力発電事業が完了した後はですね、別の企業をですね、サテライトオフィスとして使用していただくというような形でですね、改修をしたいということで計画をいたしました。

修繕料の中身については、先ほど教育課長申しましたけども、内部の塗装の改修とか、電話のLANの配線も入っております。こういった中で、将来的にもですね、使っていただくためにですね、今回、修繕を行うというものでございます。

金額につきましては、先ほど言いましたように、一応月額で賃貸料は13万5,000円、電気代10万円、水道料3万円、下水道料2万7,000円、警備委託料2万2,000円ということで、これ警備につきましては、特別教室棟と普通教室棟がございますけども、普通教室棟につきましては、現在、警備がないような状況になっておりますので、警備がいるというようなことで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 臨財債の発行ですが、私が聞きたいのはですね、その地方交付税の増額が1億3,000万円ぐらい、今回追加できていると。その内に5,000万円は臨財債の発行をやめて、残りは積立金にするというような予算があります。そこで、その臨財債は当然利息が発生してきます。積立金も利息が発生するけれども、借り入れるほうはよっぽど高い利息を払うんじゃないかということです。だから、あえて財政調整基金に積むよりも臨財債の発行をしないとしたほうが将来的な財政を見た場合はですね、よりいいんじゃないかと。ただ、町民には確かに基金の増を見せたほうがですね、安全というか、安心というふうには見えますけれども、実際的には臨財債の発行を増やすということは、借金が増えるということです。もともと臨財債は100%、当年度、基準財政需要額に入れてですね、利息も償還金も全て地方交付税でみるという制度でありますけれども、先ほど説明があつたように、後年度は見ないということでございますから、そういう基金に積み立てるよりも、臨財債の発行をできるだけ抑えてしまうといったほうが、より町の財政にとってはいいんじゃないかと、そういうふうな検討はですね、実際したのかどうかということをお聞きしたかったわけです。

それと、そこでもう1回、今の考え方で答弁をお願いします。

それと、子育て世帯の特別給付金（単独）は、所得要件を緩和したことで8件、世帯数が8世帯の17人という人が今回追加で必要になったということですね。それで170万円ということですね、所得要件の緩和だけですね。はい、分かりました。

それと、やっぱりですね、今回のどう見てもその15ページの都呂々中学校の修繕料、

何かその考え方がおかしいんじゃないかと。なぜかと、その今副町長も風力発電の建設が終われば、その後はこれをきちんとしとけば、オンライン対応ができる利用者も増えるというような話があつて、今行うというような説明でしたけど、また、こういう事業者が撤退、撤退というか、もう事業が完了したら当然その後はまた塗装のやり直しとかいうことをしないと、それは建設事務所として使うのと、サテライトスタジオとして使うのとは当然内装は違った形でやらないと、使うほうもできないですよ。だから、もしも撤退した時は、きちんとこの930万円で塗装した分、業者のほうで、そこをもう1回塗り直すというふうな契約を行うということであれば、この塗装も生きてきますけれども、そこまでは求められないんじゃないかと思しますので、必要最小限の塗装に抑えろとか、オンラインが本当に業者のほうからオンラインが必要ですよというふうになれば、当然電話線も引いてくるでしょう。業者がですね、それぞれの出てくる業者自体が仮設の電話を引いてきて、当然、そこにはインターネットが接続できるような形で業者のほうも、それこそ必要最小限のところで設置するのではなかろうかと。3年しかいないんですから。だから、向こうも経費はできるだけ節減したいというふうを考えていると思います。本来ならばこの930万円、業者のほうに転化できればいいけど、そういうことはなかなかまた言い出しにくい状況にはあろうかと思しますので、本当にこれだけの金を使ってまでする必要があるのか。やっぱりそこは財政がですね、厳しく教育委員会のほうと話をしながら、その3年後で本当にオンラインを使ったサテライトというものをしたいという業者が現れたときに、それなりのものをきちんとつくってやるというふうなことがよりいいのではなかろうかと思いますが、そのあたりがちょっとよく分かりませんでしたので、もう1回お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 臨時財政対策債を発行しない選択肢はないのかというご質問なんですけど、町のほうでも臨時財政対策債に関しましては、発行しても発行しなくても交付税措置は今の制度ではあります。発行しないと、町の一般財源が不足を生じますので、今のところは発行して後年度負担を地方交付税からいただいております。山口議員ご指摘の公債費の残を減らすという観点から言いますと、財政に余裕があれば臨時財政対策債を発行しないで一般財源及び基金で、例えば当初予算を組むことは可能でございますが、現在のところ、臨時財政対策債を、例えば、来年度予算も発行しなければ、町の一般財源を確保しないこともありますので、臨時財政対策債を今までは発行しております。

以上でございますか。

今回の交付税の内訳に関しましての1億3,714万4,000円に関しましては、臨時分の交付税分が8,130万1,000円、臨時対策債の償還基金額が5,584万3,

000円で、後段に言いました5,584万3,000円を借らないで交付税からいただくという形で1億3,714万4,000円を今回の補正ではいただいているという感じになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 私、後段の分、最後の分でお答えします。

山口議員のほうから、例えば、3年後には違うサテライトオフィスを利用される方が今の改修では困られるのじゃないかということなんですけど、町の公共施設をお借りになる場合には、借りたところが、例えば、3年後に現状復旧をしていただくような感じの契約を行います。今度のレノバさんに関しましては、先ほど教育課長が申し上げましたとおり、年間135万円程度の使用料が入ってまいります。今回の補正に関しましては、総事業費1,100万円で、国の臨時交付金、県のコロナの交付金800万円を活用いたしまして、財政的な話をしますと300万円の一般財源を入れております。この3年間で400万円近くの歳入がございますので、差し引きをしますと回収をできる計算には、財政としては持っております。ただ、今度の風力発電さんが撤退されて、今度新しいサテライトオフィスを利用される業者さんにつきましては、どういう業者さんが来られるかわかりませんが、その時は、またどういう修繕とかですね、もし必要であれば考えてみたいとは思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 分かりました。この930万円は800万円をこの国のコロナの関係、入れるがためのサテライト教室という形で補修をすることで町の負担を減らすという、こういうパッケージがないとこの交付金が使えないということですよ。単純に言えば。だから今整備するんだということなんです。できるだけきれいなままお返しをしていただくようによろしくお願いいたしますと思います。

また、臨財債のほうはですね、意味は分かりましたけれども、来年度の一般財源のために7,000万円程度また積んどくというようなことですが、そこは町のほうの財政をどう運営するかという手腕は町長にかかっておりますから、その辺りは十分考えながら編成をされていらっしゃるというのが分かりました。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田明君。

○10番（倉田明君） 1点だけ。先ほど野崎議員がいわゆる保育士等の職員の給与、これ9,000円アップと、単純に考えればお一人当たりそのくらい上がるのかなと理解するわけですが、この件については、昨日の熊日新聞にも掲載してありましたが、

なかなかですね、不透明な部分があると思います。先ほど本田課長のほうからも説明がありました、いわゆるお一人単純に9,000円渡るか、これ非常に不透明、支給方法等はいわゆる施設者等が考慮する。幅があると思います。私が言いたいのは、このお金をですね、やはり職員さんに使ってほしい。間違ってもですね、物品購入とか、施設拡充とかそういった補修には使わないでほしい。その点をですね、できる範囲で町も監視・指導いただければと思っております。

何か答弁があれば、はい、1点だけ。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そこは先ほど担当課長も申し上げましたが、やはりまずは園の経営者の方々の意識、やっぱりしっかり持っていただくということが大事ですから、そこはその事前にですね、集まっていたいて、この金額を増額する趣旨をしっかり理解していただく。それと併せて、人を疑うわけではありませんけれども、やはり以前の給与票とその後の給与票の比較をさせていただく。この2点については、しっかり我々もやっていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、8ページでコロナのことが書いてあります。コロナは直接、このことでなくてですね、先ほど質問の中で3回目のコロナ接種は2通りの予約の仕方をしているということがありました。これは1回目、2回目接種された方は、名前とか住所は分かっているんじゃないですか。とすれば、その分からないからするんだということじゃなくて、1回目、2回目された方については病院も分かっているわけですので、当然、行政がどういう方法で対象者にお知らせしますかということ調べてですね、そっで3回目の接種の予定者に郵送すべきではないかと思えます。

それから、11ページで158万1,000円が減額されています。これは企業誘致に関わる減額のようなのですが、この年末ですね、それから年始、年度末、年度始め、これ企業誘致というのは、私もこれまで再三お尋ねしておりますように、にも関わらず、具体的な結果は出ていない。そういう状況の中で、あえてこの一番混乱する時期にですね、企業誘致から外さなければならなかったのか。もし人事異動すべきであったならば、これもちょっと不適切な言い方になるかもしれませんが、ほかの適切な部署から異動をすべきではないかというふうに思います。

それから、合わせてですが、先ほどは非常に職員に対して厳しい意見も出ておりましたので、機構改革も含めてですね、人口もずっと減少しております。それで高齢化率は上がっております。そういう状況を見据えて、大幅な機構改革をすべきではないかというふうに思います。

それから、合わせて、昔臨時職員で、今何て言うですかね、会計年度任用職員ですか、その方々もたくさんおられて、全体数ではほとんど変わっていないですね。定数の職員と会計年度任用職員の合計がですね。だけん、そこら辺をどう考えておられるのか。

それから、14ページにイノシシが144万円増額になっています。これ補正で増額になったということは、やっぱりイノシシの活動が活発になっているというふうなことなんですか。とすればですね、これはやっぱりもっと増えたけん、増えたけん補正、補正ということじゃなくて、このことも非常に難しい課題だというふうに思いますけども、芥北町が農業、一次産業の取り組みをする。それから、農業の取り組みをする。それから、道路の維持管理も常に提案しています。現状を見ればですね、今一番見やすいのは、県道44号線の平山地区のこっちらいけば左側、起点から終点に行くまで左側の土羽をですね、非常に何ていうか、人工的に耕したような形になっております。それで、この前たまたま地元の方とその場所でお会いしたところが見てみてくれて、ようしてくれてあつとばいというごたる感じですね、それはもう当てつけですよ。そういう話もされておりましたので、やっぱりそこら辺は、そのイノシシ対策に対してももうちょっと根本的に何か町として対応すべき、考えるべきじゃないかと思います。

それから、順番が逆になりましたけども、15ページいきます。

資料をですね、今日、改修箇所一覧表を今日もらいました。それで私たちはですね、1月28日に議案書を配付してもらいました。お尋ねしますけども、これは今日できあがったんですか。この箇所図は。今日できあがったということであればですね、今朝机の上にあってもああ大変やったですねということ。しかし、金額は28日に私たちの手元に届いとるわけですね。とすれば、役場の中ではもっと早い時期にこの状況はしてあるわけですよ。とすれば、この改修箇所一覧表がなぜ今日になったのか。このこと、資料配付についてはですね、これまでも、このこともこれまで何回も前もって配ってくれろ、前もって配ってくれろという話をしていますが、なかなかそのことが今田嶋町政の中で、議会の要望が受け取ってもらえない。そういう状況があります。議会の要望ちゅうのは、町民の要望であるということも理解してほしいと思います。

それから、12ページの財源区分でですね、説明の欄では、これ私の勘違いなのかもしれないませんが、説明の欄では156万1,000円と170万円、2つ、2段あります。ですね。それでこの170万円は単独になっているんですけども、この単独でどういう意味なのか。この特定財源の中では、国庫支出金だけですよ。と、一般財源が1,000円ですか、あるわけです。そこら辺のこの単独の考え方についてお尋ねをします。

それから、また15ページに戻りますが、これはこの部分的にするのか。教育委員会が一番特徴的な方法は、志岐集会所も同じでした。雨よけの壁をやりかえるということでした。あれ1億幾らだったですか。それだけの金をするのならば、利用者とか、そ

ういう人たちの意見を聞きながら全体的に見直したところで再度検討すべきではないかという提案をしました。にも関わらず、それは拒否されて、結果的にできあがってから、また一部修正をされたというふうに思います。それで、今回もこの930万円の工事、修繕はもっと全体的に見てもらわんと、さっき話聞いてみると、3年間はその風力発電だと。その後は誰か分からんということでしょう。先ほど企画政策課長は、何とかオフィスが来るような言い方されましたけども、それはつかんどつとですか、分からんわけでしょう。ちょうどKDD局舎の取り扱いと一緒になんでしょう。ですね。施設はあるけども中を使うもんはおらんよと。そういうこともありますので、そこら辺はもうちょっと詳細にすべきだと思います。

それで、この都呂々中学校でなぜこう部分的な修繕になったのか。全体的な修繕をする必要はないのかお尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） ワクチンの3回目接種の件でございますが、2回目を接種された医療機関で3回目接種するというのが基本でございますので、2回目を接種された医療機関のほうにはですね、情報を町のほうから医療機関のほうにお渡しをしておりますが、各医療機関におきまして、予約の仕方がですね、異なりますので、改めまして、分かりやすいように接種予約方法等につきまして周知を図っていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 11ページの企業誘致対策室の人員の減についてということでございます。

これにつきましては、庁内の課でですね、9名中、現在3名がですね、休職、それから私傷病休暇を取っております。この休職中の職員がですね、本来であれば2月に復帰するという予定でありましたけども、その目途が立たないという状況でありまして、私傷病休暇の職員につきましては、1人はですね、明日から出てまいります、もう1人が来月までかかるというような状況の中で、やはり年末にあたってですね、どうしても人的に大変厳しい状況であるというようなことの中でですね、その部署に適材であるですね、人員を企業誘致関係の職員のほうがおりましたので、この職員を3月までですね、異動させるということで、人事異動をいたしました。

なお、企業誘致の対策につきましては、現在の異動前のもので、課の中の別の職員がですね、兼務という形で3月までは実施をするということにいたしております。

それから、2点目に、機構改革の必要性についてお話がありましたけども、これにつきましては、12月の議会の折にもお話をしましたけれども、今年度ですね、機構改革

も含めて検討を行っております、具体的には、国のデジタル化の対策、そういった面も含めてですね、来年度から3年間の中でですね、機構改革、行財政改革を実施するという事で検討しておりますので、その中でですね、先ほど申されました、正職員、それから会計年度任用職員の人員等の件につきましてもですね、検討してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 12ページの子育て世帯等臨時特別支援給付金（単独）の単独の意味でございますが、これにつきましては、現在、町のほうで子育て世帯等特別支援給付金事業ということで取り組んでおります。しかしながら、その分につきましては、所得要件がございまして、その所得要件に当たらない方が8世帯17名分いらっしゃいましたので、その所得要件のないところで新たにこの単独ということで、町独自の施策ちゅうことで単独という言葉が付いております。

なお、財源につきましては、国庫支出金のところにも上がっておりますとおり、コロナ関係の交付金のほうを活用させているところであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 14ページのイノシシの駆除謝金関係ですけれども、捕獲頭数の現状を申し上げますと、例年冬場というのは捕獲頭数はどんどん落ちていくんですけれども、今年度11月、12月が昨年度の4倍ほど捕獲がございました。例年の2倍です。このことを含めて今回補正をさせていただきました。この捕獲頭数の増というのは、やっぱり猟友会皆様のご努力が一番だと思うんですけれども、合わせてICT機器の導入、それから、専門的知識、いうよりも罠の設置場所の移動等も含めてですね、効率が上がったのだと考えております。今後もですね、この捕獲、それから防除の両面からですね、有害鳥獣の駆除対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 資料配付等、改修の部分的、なぜ部分的改修かという、これどなた。

はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 資料の配付につきましてはですね、本日になりましたけれども、今回、補正予算を出すということでですね、やはり今日ご質問もいろいろありましたけれども、修繕費の内容とかですね、いろいろ分かりにくい部分があるということでですね、これは説明の図面を用意したほうがいいだろうということでですね、本日、用意をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 3回目の接種の件ですが、私がお尋ねしたのは、1回目、2回目接種された方はつかんでいるんでしょう。氏名とか住所とか。であれば、その1回目、2回目の医療機関によって医療機関が教えてくれるところ。あるいは、教えてくれないところ。室長が一生懸命、町内に限って言えば、3者のうちに2者は教えてくれるけども、1者は教えてくれらっさんという話がありました。であれば、その何かな、2種類の申請書を出さずとも、1つに絞ってよかじゃなかですか。1回目、2回目が分かるとる人には。田尻さん、はい、あなたは医療機関が教えてくれるところですから、自宅で待機しとってください。病院から電話がありますよ、ですね。本田さん、あなたのところはということで、それを両方になってくるからなかなか分かりにくかったという指摘がさっきあったんじゃないですか。と思います。

それから、11ページの職員の異動に関する分ですが、なかなかですね、厳しい状況にあるやにうわさは聞いておりますが、私がお尋ねしたのは、やはり町の主要施策である企業誘致に携わっておられた方、もちろんその人が、その担当者がどっかに行かれば、その後はですね、残った人でやるというのは、それは副町長でなくても、私でもそこら辺は分かります。やっぱりもっと深く考えていただいて、その人でなければできなかったのかということですよ。その部署の人でなからんばできなかったのか。それでなかなか言葉が表現の仕方が難しいので、それ以上詳しくなかなか発言できませんけれども、そういうところをもっと配慮されるべきではなかったのかということ発言しました。

それから、14ページのイノシシですが、当然ですね、捕まえるか、防除するかしかないと思いますけども、何かあのう例えば、九州本土あたりでイノシシに困っておられるところはないのか。それで、そういうところのいろんなやり方、手段、方法手段をですね、これも結論は捕らえることと防除ですよということになろうと思いますけども、もうちょっとですね、やっぱ何かそういう、いわゆる先進地の工法、手段をお聞きになられて、それで苓北町の基幹産業である一次産業を守る、農業を守る、交通インフラを守る、そういう対応をすべきではないかというふうに思いました。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。答弁は。

○7番（浜口雅英君） もうよか、大体わかっとる。

○議長（錦戸俊春君） はい、分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員